

第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造

現況

森林をはじめとする緑は、豊かな心を育み、生活に潤いを与えるなど人間生活の基盤にかかわる重要な役割を果たしており、これまでの木材を生産するという働きに加え、国土保全や水源かん養、あるいは教育、文化、森林レクリエーション活動などへの利用に対する要請が増大しています。

また、地域の緑化については、公共事業等景観形成指針等に基づいて、地域に適した公共施設の緑化を推進していき、住宅地や工場等の民間施設の緑化にも取り組んでいます。

課題

山村での過疎化・高齢化の進行、木材価格の低迷による林業経営意欲の減退などにより、森林の適正な維持、管理が困難な状況となり森林の持つ公益的機能が低下しています。

その対策として、「森林を社会全体で支えていく」という機運の醸成と公益的機能の充実に努める必要があります。

取組

1 みどりの推進

(1) みどりの普及啓発

森林に対する理解や関心を県民に深めてもらうため、くまもと森づくり活動の日（立田山他2会場で開催）、くまもと森づくり応援フェア（ゆめタウン2会場）、森林自然観察・体験教室（県内11会場で開催）、立田山憩の森での森林ガイドなど、みどりにちなんだイベントを実施しました。

(2) 企業等による森づくり

「企業・法人等との協働の森づくりに関する指針」の策定及び「森林吸収量認証制度」を創設し、企業等による森づくり活動を推進しています。

2 水とみどりの森づくり事業

熊本県水とみどりの森づくり税を活用し、次の取組を行っています。

(1) 森林の公益的機能の発揮に向けた取組み

管理放棄された森林での強度間伐や植栽、シカ被害対策への支援など。

(2) 森林を県民全体で育てることについての理解に向けた取組み

森林ボランティアによる森づくり活動への支援、森林ボランティア活動支援拠点の設置と各種支援、里山林の保全活動や森林環境教育活動への支援、高校生・大学生等を対象とした森づくり活動体験研修の実施。

3 緑化推進事業

(1) 地域に適した公共施設の緑化のための施策

公共施設を中核とした地域の景観づくりや快適な生活空間づくりを進めるため、県が管轄する庁舎、福祉施設、学校などの修景緑化を行っています。

(2) 緑化技術解説書の作成・活用

平成5年3月に発行した熊本県オリジナルの樹木図「熊本の緑化樹木」により地域に適した緑化樹木の選定を実施しています。

(3) 緑化技術講習会の開催

地域に適した質の高い緑化を推進するために、各地域振興局土木部や市町村緑化担当課の職員などを対象に緑化技術講習会を実施しています。

(4) 民間施設の緑化の推進

民間の緑化を進めるため、花いっぱい運動や民有地の緑化、老樹名木の樹勢回復措置などの事業を行っています。（くまもと緑・景観協働機構）



森林自然観察・体験教室